

我孫子市小規模水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市小規模水道条例(平成24年条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(検査項目等)

第2条 条例第3条第2項に規定する基準(以下「水質基準」という。)に適合しているかどうかの検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定めるところによる。

2 前項の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)に従い行うものとする。

(増設及び改造の工事)

第3条 条例第5条の規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

(確認申請書及び添付書類等)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面のうち、小規模専用水道の新設に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 給水区域を記載した図面
- (2) 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (3) 主要な小規模専用水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする図面
- (4) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面
- (5) 小規模専用水道施設概要書(台帳)(様式第2号)
- (6) その他市長が必要があると認める書類

3 前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、前項各号に掲げる書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及び図面とする。

4 条例第6条第2項第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
- (2) 水の供給を受ける者の数

(確認等の通知)

第5条 条例第7条に規定する工事の設計が施設基準に適合することを確認したときの通知は小規模専用水道布設工事確認通知書(様式第3号)により、適合しないと認めたとき又は適合するかわからないかを判断することができないときの通知は小規模専用水道布設工事設計不適合

等通知書（様式第4号）により行うものとする。

（工事の延期又は中止の届出）

第6条 条例第8条の規定による工事の着手の延期に係る届出は小規模専用水道布設工事延期届出書（様式第5号）により、工事の中止に係る届出は小規模専用水道布設工事中止届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第8条の規則で定める期間は、条例第6条第2項第7号に規定する工事の着手の予定年月日から6月間とする。

（給水開始前の届出及び検査）

第7条 条例第9条第1項の規定による届出は、小規模専用水道給水開始届出書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第9条第1項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水（以下「検水」という。）について、第2条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。

3 条例第9条第2項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる小規模専用水道施設について行うものとする。

4 市長は、条例第9条第2項の規定による施設検査を行ったときは、第2項の水質検査の結果を含め総合的に合格又は不合格を判断し、小規模専用水道施設検査結果通知書（様式第8号）により、小規模専用水道の設置者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により不合格の旨を通知する場合は、その理由を具体的に指摘するものとし、改善が行われたときは、再度同項の施設検査を実施するものとする。

（工事を伴わない小規模専用水道の届出）

第8条 条例第10条の規定による届出は、小規模専用水道届出書（様式第9号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

（1） 小規模専用水道に該当するに至った経過を記載した書類

（2） 給水末端における検水について第2条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査の結果を記録した書類

（3） 条例第6条に規定する確認の申請に準ずる書類

（小規模専用水道の変更又は廃止の届出）

第9条 条例第11条の規定による変更の届出は小規模専用水道変更届出書（様式第10号）により、廃止の届出は小規模専用水道廃止届出書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1） 条例第6条第2項各号に掲げる事項（条例第5条の規定による確認を要するものを除く。）

(2) 設置者の住所及び氏名

(定期の水質検査)

第10条 条例第12条の規定により行う定期の水質検査は、検水について行う次の各号に掲げる検査とし、その回数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 1日につき1回

(2) 第2条に規定する検査項目等により行う検査 おおむね6か月につき1回

2 前項の規定にかかわらず、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、同項第2号に掲げる検査の一部を省略することができる。ただし、年1回以上は、すべての水質検査項目について検査を行うものとする。

3 条例第12条の規定による報告は、第1項第1号に掲げる検査の結果については翌月の10日までに水質検査月報(様式第12号)により、同項第2号に掲げる検査の結果については結果判明後速やかに検査成績書の写しにより行うものとする。

(臨時の水質検査)

第11条 条例第12条の規定により行う臨時の水質検査は、検水について、第2条に規定する検査項目等により行う検査とし、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあると認めるときは、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、第2条に規定する検査項目等により行う検査の一部を省略することができる。

2 小規模専用水道の設置者は、前項の臨時の水質検査を行ったときは、当該検査の結果について、結果判明後速やかに検査成績書の写しにより、市長に報告しなければならない。

(健康診断)

第12条 条例第13条の規定により行う定期の健康診断は、おおむね6か月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して行うものとする。

2 条例第13条の規定により行う臨時の健康診断は、同条に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。

3 第1項の検査は、前項の検査を行った月においては、同項の規定により行った検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。

4 他の法令等に基づいて行われた健康診断の内容が、第1項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。

(衛生上の措置)

第13条 条例第14条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小規模専用水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

(2) 前号の施設には、鍵を掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

(3) 配水施設等の水槽の清掃を1年ごとに1回定期的に行うこと。

- (4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素にあつては1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素にあつては1リットルにつき1.5ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。

(小規模簡易専用水道の設置の届出)

第14条 条例第16条第1項の規定による小規模簡易専用水道の設置の届出は、小規模簡易専用水道設置届出書(様式第13号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、小規模簡易専用水道施設概要書(台帳)(様式第14号)及び次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
- (2) 水の供給を受ける者の数
- (3) 水源となる水を供給する水道事業者(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者をいう。)の氏名又は名称
- (4) 受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
- (5) 給水開始年月日
- (6) 主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図
- (7) その他市長が必要があると認める事項

(工事を伴わない小規模簡易専用水道の届出)

第15条 条例第16条第2項において準用する条例第10条の規定による届出は、小規模簡易専用水道届出書(様式第15号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 小規模簡易専用水道に該当するに至った経過を記載した書類
- (2) 条例第16条第1項の規定による小規模簡易専用水道の設置の届出に準ずる書類
(小規模簡易専用水道の変更又は廃止の届出)

第16条 条例第16条第2項において準用する条例第11条の規定による変更の届出は小規模簡易専用水道変更届出書(様式第16号)により、廃止の届出は小規模簡易専用水道廃止届出書(様式第17号)により行うものとする。

2 条例第16条第2項において準用する条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第14条第2項各号(第5号を除く。)に掲げる事項
- (2) 設置者の住所及び氏名
(小規模簡易専用水道の管理基準)

第17条 条例第17条に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水槽の清掃を1年ごとに1回定期的に行うこと。

- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めるときは、第2条に規定する検査項目等のうち必要な検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(帳簿書類の備付け)

第18条 条例第20条に規定する帳簿書類は、次のとおりとする。

- (1) 小規模専用水道布設工事確認申請書、小規模専用水道給水開始届出書及び小規模専用水道変更届出書(条例第10条の規定による届出をした場合にあつては小規模専用水道届出書及び小規模専用水道変更届出書)の写し(小規模専用水道施設の場合に限る。)
- (2) 小規模簡易専用水道設置届出書(条例第16条第2項において準用する条例第10条の規定による届出をした場合にあつては小規模簡易専用水道届出書)及び小規模簡易専用水道変更届出書の写し(小規模簡易専用水道施設の場合に限る。)
- (3) 給水開始前並びに定期及び臨時の水質検査の結果に関する記録
- (4) 配水施設等貯水槽の点検、清掃、修理等に関する記録
- (5) 定期及び臨時の健康診断の結果に関する記録

2 前項第1号及び第2号に掲げる帳簿書類は施設を廃止するまでの間、同項第3号に掲げる帳簿書類は5年間、同項第4号及び第5号に掲げる帳簿書類は1年間これを保存しなければならない。

(身分証明書)

第19条 条例第21条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第18号)とする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、小規模水道の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。